

横須賀市報

第 1837 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10 日	発行人	上 地 克 明
25 日	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

条 例	
◇横須賀市子どもの権利を守る条例……………	14937
◇横須賀市議会基本条例等中一部改正……………	14939
告 示	
◇固定資産課税台帳に登録すべき価格等の登録について……………	〃
◇包括外部監査契約の締結について……………	〃
◇収納事務の委託について……………	〃
◇指定納付受託者の指定について……………	14941
◇収納事務の委託について……………	〃
◇指定納付受託者の指定について……………	14942
◇指定定期検査機関の指定について……………	〃
◇指定納付受託者の指定について……………	14943
◇指定納付受託者の指定について……………	〃
◇徴収事務の委託について……………	〃
◇徴収事務の委託について……………	〃
◇指定納付受託者の指定について……………	14944
◇市道路線廃止について……………	〃
◇道路区域決定及び供用開始について……………	〃
◇道路区域変更及び供用開始について……………	〃
公 告	
◇市民税・県民税ほか 3 件の督促状の公示送達……………	14945
◇債権差押調書の公示送達……………	〃
◇配当計算書の公示送達……………	〃
◇債権差押解除通知書の公示送達……………	〃
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃
◇市街地開発事業の施行区域内の土地の有償譲渡に関する届出について……………	〃
◇行旅死亡人について……………	14946
◇横須賀都市計画道路事業の変更認可に関する図書の写しの縦覧について……………	〃
◇建築基準法に基づく指定道路の一部の廃止について……………	〃
◇都市公園の名称の変更について……………	〃
上下水道局告示	
◇収納事務の委託について……………	〃
◇指定給水装置工事事業者の指定について……………	〃
議 会 規 則	
◇横須賀市議会委員会規則中一部改正……………	14947
教育委員会告示	
◇指定重要文化財の指定について……………	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について……………	〃

条 例

横須賀市子どもの権利を守る条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第30号 (令和 4 年 3 月29日)
掲 示 済

横須賀市子どもの権利を守る条例

目次

前文

第 1 章	総則 (第 1 条・第 2 条)
第 2 章	子どもの権利 (第 3 条―第 6 条)
第 3 章	子どもの権利を保障するための責務 (第 7 条―第 11 条)
第 4 章	施策の推進 (第 12 条―第 18 条)
第 5 章	施策の評価 (第 19 条・第 20 条)
第 6 章	雑則 (第 21 条)

人は、この世に生を受けた瞬間に命の営みが始まる。それは、誰もが等しく与えられた命であり、等しく与えられた未来の始まりでもある。だからこそ、そのかけがえのない命は、尊ばなくてはならない。

子どもも一人の人間として様々な権利を有し、一人一人の個性が尊重されることは当然である。

これら子どもの基本的人権を保障するため、国際連合において、児童の権利に関する条約が採択され、我が国においても批准されている。しかしながら、現実には、様々な差別が存在している。そして、子どもは、体も心も未熟であるとして、本来、人間として有する自由な生き方、意思の表現が抑えられてしまう場合がある。

さらに、我が国では昨今、子どもへの虐待が深刻な社会問題となっている。その中では、最も尊ばれるべき命が奪われてしまうことがあり、あってはならない問題である。

子どもたちを守り、子どもが子どもらしく生きることを保障するため、本市においてこの条例を制定することとなった。本市では、中核市に移行した後、市単独の児童相談所を設置した。それは、「横須賀の子どもは、横須賀が守る。」という当時の決意であり、今も変わらぬ市としての決意の表明である。

子どもが、保護者の愛情のもとに育まれ、地域や学校など多くの関わりの中で人間として成長していく。この条例は、それを見守り、支えるために、子どもの権利を明記し、子どもに関わる大人や組織が果たす役割を定め、全ての市民がそれを実践するための指針となるべきものである。

全ての子どもは、その子どもにとって最も望ましい生き方が尊重されなくてはならない。未来を担う子どもたちのすやかな成長が、全ての市民に幸せをもたらし、海や緑など自然に恵まれた本市が、さらにより良いまちになることを願って、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)
第 1 条 この条例は、全ての子どもを一人の人間として尊重し、市、保護者、学校等、地域及び事業者（以下「市等」という。）の果たすべき役割並びに子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とする。

(定義)
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の全ての者及びそれらの者と同等に権利を有する者をいう。
- (2) 保護者 親及び子どもを養育する者をいう。
- (3) 学校等 学校、保育所その他の子どもが学び、育つ施設の関係者及びその組織をいう。
- (4) 地域 子どもが生活する地域の住民及び団体をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所が所在する全ての事業者をいう。

第 2 章 子どもの権利

(子どもが安心して生きる権利)

第3条 子どもは、安心して生きるため、次のことが保障される。

- (1) 命が守られ、愛情と理解をもって育まれること。
- (2) あらゆる差別を受けず、差別による不利益を受けないこと。
- (3) 虐待や体罰、いじめなど、あらゆる暴力を受けないこと。

- (4) 平和で安全・安心な生活ができること。

(子どもが自ら守り、守られ、育まれる権利)

第4条 子どもは、家庭や社会の中で、自分を守り、又は自分が守られ、育まれるため、次のことが保障される。

- (1) 健康が保持され、適切な医療が受けられること。
- (2) 遊び、学び、休息のできる環境が確保されること。
- (3) すこやかに育つために社会全体から必要な支援を受けられること。

- (4) すこやかな育ちが妨げられるとき、その状況から逃れること。

- (5) 困っていることを相談し、助けを求めること。

(子どもの個性が尊重される権利)

第5条 子どもは、その個性が尊重されるため、次のことが保障される。

- (1) 一人一人の個性や考え方が尊重されること。
- (2) 自分の意思を自由に表現し、それが尊重されること。
- (3) 自分を表現するために、必要な情報を得られること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。

(子どもが参加する権利)

第6条 子どもは、自分の意思で文化、芸術及びスポーツや地域及び社会の活動に参加するとき、次のことが保障される。

- (1) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (2) 自由に仲間をつくり、集うこと。
- (3) 参加しようとするとき、必要な情報が提供されること。

第3章 子どもの権利を保障するための責務

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子どもの成長に第一義的な責任があることを自覚し、市等の支援を活用しつつ子どもの発達に応じた養育に努めなければならない。

2 保護者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう、必要な指導に努めなければならない。

(市の責務)

第8条 市は、子どもの権利を保障するため、国及び神奈川県その他の地方公共団体と連携するとともに、あらゆる施策を通じて、子どもの権利の保障の実現を図るよう努めなければならない。

2 市は、保護者、学校等、地域及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

3 市は、子どもの発達に応じて、遊び、学び、休息のできる居場所を確保することに努めなければならない。

4 市は、子どもが貧困等、どのような事情があっても、それによる不利益を受けることのないよう必要な配慮をしなければならない。

(学校等の責務)

第9条 学校等は、子どもが自ら学び、すこやかに育つことができるよう、その環境をつくるとともに、子どもの発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 学校等は、子どもが子どもの権利を理解し、他者の権利を尊重しながら生活することのできるよう、必要な指導及び支援に努めなければならない。

(地域の責務)

第10条 地域は、子どもがその一員として安全・安心に過ごし、豊かな人間性を育むことができるようなまちづくりを目指す、市と協働してこれに努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、保護者である従業員が仕事と子育てを両立できるような職場の環境づくりや従業員の意識向上のための取組みに努めなければならない。

第4章 施策の推進

(子どもに関する施策の推進)

第12条 市は、子どもの権利を保障するための施策を、子育て、教育、福祉、保健、医療等の分野との連携及び調整を図りつつ、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策の推進に当たっては、子ども、保護者及び関係する団体の意見を聴くよう努めなければならない。

3 市は、子どもに関する施策の推進に当たり、子ども及び当該施策に関わる職員の子どもの権利に関する研修等を行うよう努めなければならない。

(虐待及び体罰の防止)

第13条 全ての市民等は、虐待が子どもの発達及び人格の形成に大きな影響を与えることを認識し、子どもを虐待してはならず、子どもに体罰を行ってはならない。

2 市は、学校等、地域、警察、医療機関、子どもの福祉に関わる団体等(第5項において「関係する団体等」という。)と連携し、虐待の防止及び早期発見に努めなければならない。また、そのための連絡及び相談に随時対応できる体制の整備に努めなければならない。

3 市は、子育て家庭の孤立や虐待を予防するための支援に努め、地域は、子どもを見守り、声かけ等を通して子育て世帯が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

4 学校等、地域、医療機関、子どもの福祉に関わる団体等は、虐待の可能性を察知したとき、直ちに市に連絡しなければならない。

5 市は、虐待の連絡があった場合は、その調査を行い、虐待が確認されたときは、関係する団体等と連携し、その子どもを迅速に救済し、又は保護しなければならない。

6 市は、虐待を受けた子どもに対し、その安全・安心を確保しつつ、子どもが施設等に保護され、又は入所している間においても子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

7 市は、虐待の再発を防止するため、虐待に関わった者に対して適切な指導、助言等又は必要な支援を行わなければならない。この場合において、当該虐待に関わった者は、指導、助言等に従い、又は支援を受け、必要な改善をしなければならない。

8 市は、虐待防止、子どもの保護、虐待した者への指導などに関わる専門的な知識や技術を有する人材の養成に努め、必要な体制をつくるよう努めなければならない。

9 市は、虐待や体罰の防止及び早期発見をするために、その取組みへの理解及び協力を求める市民への啓発活動に努めなければならない。

(いじめの防止)

第14条 子どもは、子どもの権利の重大な侵害であるいじめは、誰もがしてはならない。

2 市は、いじめを防止し、なくすため、市民への啓発をはじめ必要な施策を講じなければならない。

3 市は、いじめがあったときは、保護者や地域と連携し、必要な協力を求めるなど、速やかな解決に努めなければならない。

4 学校等は、いじめが起きたとき、いじめに関する法令、条例等に規定するところにより、積極的にその解決に努めなければならない。

(子どもの参加)

第15条 子どもは、言葉により、また、文化・スポーツを通して自分を表現するためにあらゆる機会への参加が保障される。

2 保護者は、子どもが意見の表明や様々な社会活動への参加を希望するとき、その意思を尊重しなければならない。

3 市は、子どもが自らの意思で参加のできる仕組みづくり及びそのための必要な支援を行わなければならない。また、子どものための施策づくりへの子どもの参加の機会の確保に努めなければならない。

4 学校等及び地域は、その組織や活動において、子どもの参加を促すよう努めなければならない。
(障害のある子どもへの支援)

第16条 市は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の障害のある子どもが、その尊厳を確保し、自立を促進し、社会に積極的に参加することができるよう適切な支援に努めなければならない。

2 市は、障害のある子どもが、特別の養護を受ける権利を持つことをその子ども及びその保護者に伝えなければならない。

3 市の障害のある子どもへの支援は、保護者の資力を考慮しつつ利用者負担の軽減に努める方法で行われ、かつ、障害のある子どもが可能な限り社会への参加と自らの発達を成し得る方法で行われなければならない。
(多様性の尊重)

第17条 市等は、子どもの人種や性、宗教、社会的出身など、その多様性を尊重し、子どもの権利を認め、それぞれの責務を果たさなければならない。

2 市及び学校等は、あらゆる偏見や差別等のないよう、その多様性に対する理解を広めるよう努めなければならない。
(市民への周知・啓発)

第18条 市は、子どもの権利について、学校等や地域と協働し、市民全体の関心を高め、理解を深めるため、その周知及び啓発に努めなければならない。

第 5 章 施策の評価
(児童福祉審議会への報告)

第19条 市長は、子どもの権利を守り、子どもに関する施策の充実を図るため、子どもの権利に関わる施策の推進状況について横須賀市児童福祉審議会に報告しなければならない。
(評価・検証)

第20条 横須賀市児童福祉審議会は、子どもの権利に関わる施策の推進状況について評価及び検証をし、その結果を市長に報告しなければならない。

第 6 章 雑則
(その他の事項)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則
この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

~~~~~

横須賀市議会基本条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月29日

~~~~~

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第31号 (令和 4 年 3 月29日)
掲 示 済

横須賀市議会基本条例等の一部を改正する条例
(横須賀市議会基本条例の一部改正)

第 1 条 横須賀市議会基本条例（平成22年横須賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 民生常任委員会
(3) 環境教育常任委員会
(横須賀市議会委員会条例の一部改正)

第 2 条 横須賀市議会委員会条例（平成14年横須賀市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 民生常任委員会 10人
ア 民生及び地域支援に関する事項
イ 社会福祉及び保健衛生に関する事項
ウ 子どもに関する事項
(3) 環境教育常任委員会 10人
ア 環境政策及び廃棄物に関する事項
イ 教育に関する事項
ウ 人権及び渉外に関する事項
エ 消防に関する事項

第 1 条第 2 項第 4 号ア中「環境政策及び緑政」を「土木及び建築」に改め、同号イ中「土木及び建築」を「緑政」に改め、同号に次のように加える。

エ 上下水道に関する事項

附 則
この条例は、令和 4 年市議会定例会の開会の日から施行する。

告 示

横須賀市告示第53号 (令和 4 年 4 月 1 日)
掲 示 済

令和 4 年度の固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等を登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

~~~~~

横須賀市告示第54号 (令和 4 年 4 月 1 日)  
掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252 条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第 6 項の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

1 包括外部監査契約の期間の始期  
令和 4 年 4 月 1 日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用、執務費用及び実費の合計額

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
細 野 和 寿  
東京都世田谷区等々力 6 丁目11番15－ 506 号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告提出後に一括払  
ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。

~~~~~

横須賀市告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和 4 年 4 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	株式会社トラストバンク 代表取締役 川 村 憲 一	地方税法第37条の2第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に定める寄附金（横須賀応援ふるさと納税に限る。）
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス	楽天グループ株式会社 代表取締役 三木谷 浩 史	
東京都港区東新橋一丁目5番2号	全日空商事株式会社 代表取締役 志 岐 隆 史	
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 喜 勢 陽 一	

横浜市神奈川区西神奈川一丁目9番地の1	社会福祉法人青い鳥 理事長 飯 田 美 紀	療育相談センター 条例第13条第1項 から第5項までに 定める使用料及び 手数料	横須賀市小川町11番地	シティサポートよこすか・ 横浜DeNAベイスターズ 共同事業体 代表者 一般財団法人 シティサポートよこす か 代表理事 竹 内 英 樹	都市緑地に係る都 市公園条例第20条 第1項に定める使 用料（同条例別表 第3第1号ア、 イ、ウの一部、 エ、カ及びクに定 める使用料を除く。）並びに夏島 グラウンドに係る 有料広場条例第12 条第2項に定める 使用料
東京都渋谷区南平台町1番10号	ル・アンジェ共同事業体 代表者 ル・アンジェ 株式会社 代表取締役 野 口 正太郎	病児・病後児保育 センター条例第12 条第2項に定める 使用料	横須賀市小川町11番地	パークコミュニティよこ すか 代表者 一般財団法人 シティサポートよこす か 代表理事 竹 内 英 樹	猿島公園に係る都 市公園条例第20条 第1項に定める使 用料（同条例別表 第3第1号ア、 イ、ウの一部、 エ、オ、カ、キ及 びクに定める使用 料を除く。）
東京都千代田区平河町二丁目6番3号	公益社団法人地域医療振 興協会 理事長 吉 新 通 康				
横須賀市平作四丁目10番6号	よこすかグリーンパーク 共同事業体 代表者 横須賀緑化造 園協同組合 代表理事 長谷川 泰 啓	青少年の家条例第 13条第1項に定め る使用料	横須賀市小川町27番地16	株式会社トライアングル 代表取締役 鈴 木 隆 裕	不入斗公園、はま ゆう公園、衣笠公 園、根岸公園、大 津公園、佐原2丁 目公園、光の丘公 園、西公園及び湘 南国際村西公園に 係る都市公園条例 第20条第1項に定 める使用料（同条 例別表第3第1号 ア、イ、ウの一部 、オ、カ、キ及び クに定める使用料 を除く。）
東京都千代田区一番町25番地	地方公共団体情報シス テム機構 理事長 吉 本 和 彦	手数料条例別表第 3第1項第1号に 定める手数料（戸 籍法第120条第1 項の規定に基づく 交付に係るものに 限る。）及び同表 第2項第2号に定 める手数料（住民 基本台帳法第12条 第5項の規定に基 づく交付に係るも のに限る。）並び に印鑑条例第6条 第4項に定める証 明手数料であっ て、市長が別に定 める場所における 交付に係るもの			
横浜市中区日本大通33番地	一般社団法人かながわ土 地建物保全協会 会長 菅 家 龍 一	横須賀市健康増進 センターの駐車場 に係る財産条例第 10条第1項に定め る使用料	横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポー トよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	田浦梅の里、しょ うぶ園、衣笠山公 園、走水水源地公 園、旗山崎公園、 野比かがみ田緑 地、光の丘水辺公 園及び太田和つつ じの丘に係る都市 公園条例第20条第 1項に定める使用 料（同条例別表第 3第1号ア、イ、 ウの一部、オ、カ 及びクに定める使 用料を除く。）
横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポー トよこすか 代表理事 竹 内 英 樹	火葬場条例第5条 第1項に定める使 用料及び手数料条 例別表第10第1号 ウに定める手数料			
横須賀市新港町1番地11	一般社団法人横須賀市医 師会 会長 三 屋 公 紀	横須賀市立看護専 門学校条例第4条 に定める授業料、 入学検定料、入学 金及び証明書交付 手数料	横須賀市平作四丁目10番6号	よこすかグリーンパーク 共同事業体 代表者 横須賀緑化造 園協同組合 代表理事 長谷川 泰 啓	くりはま花の国及
福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59	日鉄環境エネルギーソリュー ション株式会社 代表取締役 織 田 和 之	手数料条例別表第 5第1項第2号ウ 及び同項第3号に 定める手数料			
		追浜公園及び夏島			

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号	横須賀花の国・西武パートナーズ 代表者 西武造園株式会社 取締役 大嶋聡	びべりー公園に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ、カ及びクに定める使用料を除く。）	(1) スルガカード株式会社 東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号 (2) トラストバンク株式会社 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 (3) 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス (4) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 (5) 株式会社JR東日本ネットステーション 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番11号 2 指定納付受託者の指定をした日 令和4年4月1日 3 指定納付受託者に納付させる歳入等 横須賀応援ふるさと納税（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。） 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ~~~~~
横浜市港北区菊名七丁目3番22号	アマノマネジメントサービス株式会社 代表取締役 前川龍男	佐島の丘第4公園駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びクに定める使用料を除く。）	
横須賀市小川町11番地	CSY・新生ビルテクノ共同事業体 代表者 一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹内英樹	湘南鷹取5丁目第2公園、根岸公園、浦賀7丁目公園、久里浜公園、長沢村岡公園、富浦公園及び馬堀海岸公園の水泳プールに係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウの一部、エ、カ及びクに定める使用料を除く。）	横須賀市告示第57号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。 令和4年4月11日 横須賀市長 上地克明
東京都品川区西五反田二丁目20番4号	タイムズ24株式会社 代表取締役 西川光一	燈明堂緑地駐車場に係る都市公園条例第20条第1項に定める使用料（同条例別表第3第1号ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びクに定める使用料を除く。）	1 受託者の住所・氏名等
東京都豊島区长崎五丁目1番34号	横須賀公園墓地管理グループ 代表者 西武造園株式会社 取締役 大嶋聡	公園墓地条例第21条第3項及び第32条第3項に定める手数料並びに同条例第34条第1項に定める休憩室使用料及び休憩室附属設備使用料	
横浜市中区長者町八丁目134番地	株式会社リスコム 代表取締役 瀧澤聡	横須賀港湾施設使用条例第6条に定める使用料	
2 委託の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ~~~~~			
横須賀市告示第56号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。 令和4年4月11日 横須賀市長 上地克明			
1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地			
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本間洋	東京都江東区豊洲三丁目3番3号 代表取締役 本間洋	地方税法第1条第14号に定める延滞金並びに同法第4条第2項第1号に定める道府県民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同法第5条第2項第1号に定める市町村民税（普通徴収の方法によって
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社 代表取締役 飯島延浩	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 代表取締役 飯島延浩	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本間洋	東京都江東区豊洲三丁目3番3号 代表取締役 本間洋	
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信	東京都品川区大崎一丁目11番2号 代表取締役 竹増貞信	

区豊洲三丁目 3 番 3 号	データ 代表取締役 本 間 洋	徴収するものに限る。）、同項第 2 号に定める固定資産税、同項第 3 号に定める軽自動車税及び同条第 6 項第 1 号に定める都市計画税のうち、当該受託者の店舗、事業所等において納付されるものの	
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	ミニストップ株式会社 代表取締役 藤 本 明 裕		
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋		
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1	株式会社ポブラ 代表取締役 目 黒 俊 治		
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋		
北海道札幌市中央区南 9 条西五丁目 421 番地	株式会社セイコーマート 代表取締役 赤 尾 洋 昭	(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同法第 5 条第 2 項第 1 号に定める市町村民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、同項第 2 号に定める固定資産税、同項第 3 号に定める軽自動車税及び同条第 6 項第 1 号に定める都市計画税のうち、納付書情報を読み取るシステムを用いる方法により納付されるもの	
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋		
東京都港区港南一丁目 8 番 27 号	株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 飯 吉 真		
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋		
東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号	L I N E P a y 株式会社 代表取締役 前 田 貴 司		
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	地方税法第 1 条第 14 号に定める延滞金並びに同法第 4 条第 2 項第 1 号に定める道府県民税	
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	P a y P a y 株式会社 代表取締役 中 山 一 郎		
東京都千代田区内幸町 1 号	ビリングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦		
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋		
東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号	株式会社 N T T ドコモ ウォレットビジネス部長 田 原 務		
東京都千代田区内幸町 1 号	ビリングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦	東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号	K D D I 株式会社 執行役員 マーケティング本部長 竹 澤 浩
東京都千代田区内幸町 1 号	ビリングシステム株式会社 代表取締役 江 田 敏 彦		
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋		
東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号	株式会社みずほ銀行 デジタルイノベーション部長 柿 原 慎一郎		
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋		

2 委託の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
~~~~~

横須賀市告示第 58 号  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。  
令和 4 年 4 月 11 日  
横須賀市長 上 地 克 明  
1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
(1) 株式会社ジェーシービー  
東京都港区南青山五丁目 1 番 22 号  
(2) ユーシーカード株式会社  
東京都港区台場二丁目 3 番 2 号  
2 指定納付受託者の指定をした日  
令和 4 年 4 月 1 日  
3 指定納付受託者に納付させる歳入等  
市民税及び県民税（普通徴収の方法によって徴収するものに限る。）、固定資産税、軽自動車税、都市計画税並びに地方税の延滞金（納付書情報を読み取るシステムを用いる方法により納付されるものに限る。）  
4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで  
~~~~~

横須賀市告示第 59 号
計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条第 1 項の規定により、指定定期検査機関を次のとおり指定しました。
令和 4 年 4 月 11 日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年月日	名 称	所 在 地	指定期間
令和 4 年 3 月 1 日	公益社団法人神 奈川県計量協会	横浜市神奈川区 浦島丘 4	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日 まで

横須賀市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和 4 年 4 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
みずほ東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号
- 指定納付受託者の指定をした日
令和 4 年 4 月 1 日
- 指定納付受託者に納付させる歳入等
行政センターで取り扱う各種証明書の交付、申請等に係る手数料（民生局地域支援部窓口サービス課で取り扱う臨時運行許可申請手数料及び個人番号カード再交付手数料を除く。）
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

横須賀市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和 4 年 4 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
みずほ東芝リース株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 6 号
- 指定納付受託者の指定をした日
令和 4 年 4 月 1 日
- 指定納付受託者に納付させる歳入等
民生局地域支援部窓口サービス課及び市民サービスセンター中央店で取り扱う各種証明書の交付、申請等に係る手数料（民生局地域支援部窓口サービス課で取り扱う臨時運行許可申請手数料及び個人番号カード再交付手数料を除く。）
- 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

横須賀市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託しました。
令和 4 年 4 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	徴 収 事 務
横須賀市 新港町 1 番地11	一般社団法人横須賀 市医師会 会長 三 屋 公 紀	救急医療センター条例第 10条第 2 項第 3 号に定め る手数料

2 委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

横須賀市告示第63号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第33条の 2 の規定に基づき、次のとおり徴収の事務を委託しました。
令和 4 年 4 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	徴 収 事 務
東京都千 代田区平 河町二丁 目 6 番 3 号	公益社団法人地域医 療振興協会 理事長 吉 新 通 康	横須賀市病院事業条例第 10条第 2 項、第 3 項及び 第 5 項並びに第11条第 2 項に定める使用料及び手 数料（使用料について は、横須賀市立うわまち 病院に係る平成19年度分 までのもの及び横須賀市 立市民病院に係る平成21 年度分までのものに限 る。）

2 委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

横須賀市告示第64号

国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第80条の 2 の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。
令和 4 年 4 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都江東 区豊洲三丁 目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ 代表取締役 本 間 洋	国民健康保険法第 76条第 1 項に定め る保険料（普通徴 収の方法によって 徴収するものに限 る。）のうち、当 該受託者の店舗、 事業所等において
東京都千代 田区二番町 8 番地 8	株式会社セブンーイレブ ン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦	
東京都江東 区豊洲三丁 目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都品川 区大崎一丁 目11番 2 号	株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信	
東京都江東 区豊洲三丁 目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都港区 芝浦三丁目 1 番21号	株式会社ファミリーマー ト 代表取締役 細 見 研 介	
東京都江東 区豊洲三丁 目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都千代 田区岩本町 三丁目10番 1 号	山崎製パン株式会社 代表取締役 飯 島 延 浩	
東京都江東 区豊洲三丁 目 3 番 3 号	株式会社エヌ・ティ・ティ・ データ 代表取締役	

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	本 間 洋 ミニストップ株式会社 代表取締役 藤 本 明 裕	納付されるもの
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポブラ 代表取締役 目 黒 俊 治	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート 代表取締役 赤 尾 洋 昭	
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本 間 洋	
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 飯 吉 真	

2 委託の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで
~~~~~  
**横須賀市告示第65号**  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項

の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。  
令和 4 年 4 月11日  
横須賀市長 上 地 克 明

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
(1) 株式会社エフレジ  
大阪府大阪市北区大深町 4 番20号グランフロント大阪タワーA  
(2) L I N E P a y 株式会社  
東京都品川区西品川一丁目1番1号

2 指定納付受託者の指定をした日  
令和 4 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入等  
手数料条例（平成12年横須賀市条例第 9 号）別表第 5 第 1 項第 2 号イに規定する手数料（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで  
~~~~~

横須賀市告示第66号
市道路線廃止に関する告示
道路法（昭和27年法律第 180 号）第10条第 1 項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和 4 年 4 月11日
横須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終 点 点	重要な経過地
879	佐野町 2 丁目47番の 8 地先から 佐野町 2 丁目44番の 1 地先まで	

~~~~~  
**横須賀市告示第67号**  
道路区域決定及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を決定し、及び令和 4 年 4 月11日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 4 年 4 月11日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 起 終 点 点                                      | 敷地の幅員             | 延 長          | 重要な経過地 |
|-------|----------------------------------------------|-------------------|--------------|--------|
| 7,770 | 久里浜 1 丁目2002番の45地先から<br>久里浜 1 丁目2002番の17地先まで | メートル<br>6.4 ～ 8.2 | メートル<br>20.5 |        |
| 7,777 | 神明町1059番の 1 地先から<br>神明町 1 番の 1 地先まで          | 7.4 ～47.2         | 1,047.3      |        |

~~~~~  
横須賀市告示第68号
道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 4 年 4 月11日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和 4 年 4 月11日
横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
2,852	旧	野比 2 丁目88番の34地先から 野比 2 丁目84番の 2 地先まで	メートル 2.7 ～ 3.1	メートル 15.8
	新	野比 2 丁目88番の34地先から 野比 2 丁目84番の 2 地先まで	2.7 ～ 4.3	15.8

4,513	旧	秋谷 1 丁目 107 番の 1 地先から 秋谷 1 丁目 108 番地先まで	1.8	13.9
	新	秋谷 1 丁目 107 番の 1 地先から 秋谷 1 丁目 109 番の 2 地先まで	1.8	5.7

公 告

横須賀市公告第52号 (令和 4 年 3 月31日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 3 月31日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発付年月日
令和 3 年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 4 期分	令和 4 年 2 月22日
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 3 期分	令和 4 年 1 月27日
			令和 4 年 3 月 8 日
		第 4 期分	令和 4 年 3 月 3 日
			令和 4 年 3 月 8 日
	軽 自 動 車 税 (種 別 割)	全 期 分	令和 3 年 8 月26日

(別紙略)

横須賀市公告第53号 (令和 4 年 3 月31日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 3 月31日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第54号 (令和 4 年 3 月31日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 3 月31日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第55号 (令和 4 年 3 月31日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押解除通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 3 月31日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第56号 (令和 4 年 3 月31日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 4 年 3 月31日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 3 年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分

(別紙略)

横須賀市公告第57号 (令和 4 年 4 月 1 日)
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 2 年 3 月24日 令 1 開第13号	令和 3 年 3 月25日 令 3 第14号	横須賀市長井 5 丁目2925番 1 ほ か10筆（ 1 工区）	横須賀市佐野町五丁目 7 番地 社会福祉法人横須賀市社会事業協 会 理事長 加 藤 達 男
令和 2 年 3 月24日 令 1 開第13号	令和 3 年 3 月25日 令 3 第15号	横須賀市長井 5 丁目2925番 1 ほ か10筆（ 2 工区）	横須賀市佐野町五丁目 7 番地 社会福祉法人横須賀市社会事業協 会 理事長 加 藤 達 男

横須賀市公告第58号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第20条第 1 項の規定による市街地開発事業に関する都市計画を決定した旨の告示があつたので、同法第57条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 4 年 4 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 市街地開発事業の種類及び名称
横須賀都市計画第一種市街地再開発事業
若松町 1 丁目地区第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画法第57条第 2 項本文の規定による届出の相手方の氏名及び住所
横須賀市長 上 地 克 明
横須賀市小川町11番地
- 3 届出をすべき土地の所在
横須賀市若松町 1 丁目 5 番 1 から 5 番 7 まで、6 番 1、6 番 5 から 6 番 7 まで及び 7 番 1 から 7 番 8 まで

横須賀市公告第59号

次のとおり行旅死亡人があったので、心当たりの方は申し出てください。
令和 4 年 4 月11日

横須賀市長 上 地 克 明
記の 1

- 1 本 籍 ・ 住 所 ・ 氏 名 不詳
- 2 性別・年齢 女性、70歳から90歳代（推定）
- 3 特 徴 身長 150 センチメートル位、体格普通
- 4 着 衣 黒色長袖パーカー、白色半袖、黒色スカート付スパッツ、白色下着、黒色くるぶし丈靴下
- 5 発見の日時 令和 3 年 8 月21日午前 7 時頃
- 6 発見の場所 三浦市三崎町城ヶ島 689 番地 1 城ヶ島灯台から真方位 249 度 8,647 メートル付近海上
- 7 死亡の日時 令和 3 年 8 月18日頃（推定）
- 8 死亡の場所 不詳
- 9 死亡の原因 溺死
- 10 遺 留 金 品 ヘアバンド、ハート形ピアス、入れ歯

記の 2

- 1 本 籍 ・ 住 所 ・ 氏 名 不詳
- 2 性別・年齢 男性、40歳以上（推定）
- 3 特 徴 白骨化のため人相等不明
- 4 発見の日時 令和 3 年 8 月25日午前 9 時40分頃
- 5 発見の場所 横須賀市追浜町 1 丁目40番地 3 地先法面
- 6 死亡の日時 不詳
- 7 死亡の場所 不詳
- 8 死亡の原因 不詳
- 9 遺 留 金 品 なし

横須賀市公告第60号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、国土交通省関東地方整備局長から横須賀都市計画道路事業 3 ・ 3 ・ 2 号安浦下浦線及び 3 ・ 4 ・ 1 号大津長沢線の事業計画の変更認可に関する図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項において準用する同法第62条第 2 項の規定により横須賀市都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和 4 年 4 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市公告第61号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定による指定道路の一部を次のとおり廃止しました。

その関係図面は、横須賀市都市部建築指導課において縦覧に供します。

令和 4 年 4 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	道路廃止地名地番	地 目	幅 員	延 長	申請者の住所及び氏名
令和 4 年 3 月15日	横須賀市鴨居 2 丁目2897番51の一部	宅 地	メートル 4.00	メートル 13.6	横須賀市鴨居 2 丁目80番25－ 502 号 鈴 木 勝 己

横須賀市公告第62号

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第 2 条の規定により、次の都市公園の名称を変更します。

令和 4 年 4 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

名 称		位 置（代表地番）
変 更 後	変 更 前	
船越 3 丁目公園	船越 3 丁目都市緑地	横須賀市船越町 3 丁目10番 2

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第 9 号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号）第33条の 2 の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和 4 年 4 月11日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	SMBCファイナンスサービス株式会社 代表取締役 小 野 直 樹	横須賀市水道事業給水条例第28条に規定する水道料金及び横須賀市下水道条例第14条第 1 項に規定する使用料

2 委託の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月31日まで

横須賀市上下水道局告示第10号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 4 年 4 月11日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
604	株式会社住まいる安心レスキュー	川 内 敏 広	東京都足立区入谷九丁目31番 8 号	令和 4 年 3 月23日	令和 9 年 3 月22日
605	株式会社 C R E W	鈴 木 直 人	横浜市西区平沼二丁目 1 番 9 号コーポ平沼 301	令和 4 年 3 月23日	令和 9 年 3 月22日

議 会 規 則

(令和 4 年 4 月 1 日)
掲 示 済

横須賀市議会委員会規則の一部を次のように改正する。

令和 4 年 4 月 1 日

横須賀市議会議長 大 野 忠 之

横須賀市議会委員会規則の一部を改正する規則

横須賀市議会委員会規則（平成14年12月20日制定）の一部を
次のように改正する。

別表議会 I C T 化運営協議会の項中「議会 I C T 化基本計
画」を「議会 I C T 化」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第 4 号 (令和 4 年 3 月15日)
掲 示 済

文化財保護条例（昭和39年横須賀市条例第41号）第 3 条第 1
項の規定に基づき、次のとおり指定重要文化財として指定しま
す。

令和 4 年 3 月15日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

新たに指定重要文化財に指定する文化財

種 別	名 称	数 量	所在地地番 及び所有者
有 形 文 化 財 （ 絵 画 ）	絹本著色 天神 像	1 幅	久 里 浜 5 丁 目 1580番 天神社
有 形 文 化 財 （ 考 古 資 料 ）	蓼原東遺跡出土 の漁撈具及び関 連資料	一括	深田台95番 1 横須賀市

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第 4 号 (令和 4 年 4 月 1 日)
掲 示 済

令和 4 年第 4 回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集し
ます。

令和 4 年 4 月 1 日

横須賀市農業委員会

会長 田 丸 定 雄

- 1 日時 令和 4 年 4 月11日午後 2 時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画につ
いて
 - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達につ
いて
 - (4) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達につ
いて
 - (5) 農地等の転用事実に関する照会に対する回答について
 - (6) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
 - (7) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出につ
いて
 - (8) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出につ
いて